

みから資源へ



# 分別参考資料



揖斐川町

令和5年 月作成  
保存版

日頃の生活で、何気なく使っている品物は、実にさまざまな材質で作られています。

コップ一つをとっても、ガラス製、陶器、プラスチック製、金属製などといった材質が使われており、カップ部分と取っ手部分が別の材質であったり、中には液体が注入された特殊なものまであります。実際の分別の際には「果たしてどの区分に分ければよいのか…」と悩まされることも少なくないと思います。

さまざまな材質の物が実在する以上、「コップはこの区分！」といった分け方ができないため、実際の分別では、一人ひとりの判断に頼らざるを得ないのです。

この資料は、「困ったときのヒントとなれば…」という目的で作っています。ヒントである以上、やはり最終判断は、皆さん次第となってしまいますが、現段階で想定できる手法などについては、可能な限り掲載しましたので、積極的にご活用いただければ幸いです。

## 分別参考資料の使い方

資料の中で、「材質に応じて各区分へ」という表現が多用されていますが、そのような場合は次項に指標を示しています。

例えば、「うちわ」は「柄の材質に応じて各区分へ」と記載されています。よく見かける「うちわ」は、プラスチックの柄に紙が貼られたものが多いですが、柄の部分がプラスチック製であれば「紙の部分はあまり気にしないでプラ容器以外のプラスチック類に入れてください。」とご理解ください。

「全体を見て、どの材質が多くを占めているか。」ということを基本に、判断に迷いそうなものは、「どの部分に視点をおくべきか。」ということをご案内していますので、分別時の参考としてください。

## ＊材質に応じた分別類

- ◎ プラマークがついてるもの
  - ➡ プラスチック製容器包装へ
- ◎ プラマークが付いていないプラスチック・ビニール類
  - ➡ プラスチック容器以外のプラスチック類へ
- ◎ 紙マークがついてるもの
  - ➡ 紙製容器包装へ
- ◎ 金属でできている（金属が多い）
  - ➡ 金物・金属製粗大ごみへ
- ◎ 布・皮・ゴムのいずれかでできている  
（布・皮・ゴムのいずれかが多い）
  - ➡ 燃やすごみへ
- ◎ ガラス・焼き物でできている（ガラス・焼き物が多い）
  - ➡ 不燃ごみへ
- ◎ 容器包装など材料表示のあるものは表示に従ってください
- ◎ 洗っても落ちない汚れものについては燃やすごみへ
- ◎ 可燃性粗大ごみで、1mを超えるものは、たたんでひも等で縛るか、切って出してください。

### 【注意事項】

- ※スプレー缶・カセットボンベは、必ず穴を開けてガス抜きをしてから「缶類」に出してください。
- ※石油ストーブ（ファンヒーター）を出す際は、灯油を完全に使い切ってから、乾電池を取り除き、コードを切って「金属粗大ごみ」に出してください。
- ※ライターは、「不燃物」で、ガス抜きして、ライター回収専用缶に入れて出してください。
- ※危険物の混入により集積場・収集車の火災が過去に発生しています。危険物を混入しないようご注意ください。

## も く じ

|                      |    |
|----------------------|----|
| ● 揖斐川町生ごみ減量化対策事業補助金  | 2  |
| ● ごみのリサイクルの流れ        | 3  |
| ● 容器包装類について（識別マーク）   | 4  |
| ● リサイクルのマナー          | 5  |
| ● プラスチック容器包装         | 6  |
| ● 紙製容器包装             | 7  |
| ● その他プラスチック・ペットボトル   | 8  |
| ● びん類                | 9  |
| ● きちんと！分けよう！（古紙）     | 11 |
| ● 異物に気をつけよう！（古紙）     | 12 |
| ● 容器包装の「対象外」となるものの例  | 13 |
| ● いびがわエコドームでの資源ごみの回収 | 14 |
| ● 剪定枝の持ち込み処分について     | 15 |
| ● 町で回収できないごみ         | 16 |
| ● 家電4品目のリサイクルについて    | 18 |
| ● 廃棄物の野焼き禁止          | 19 |
| ● 五十音順分別             | 20 |

## 揖斐川町生ごみ減量化対策事業補助金

揖斐川町の家庭及び事業所から西濃環境整備組合へ排出される「もえるごみ」は、年間約4,000トンです。

町ではこの大量のごみを処分するため毎年一億円前後の町費（西濃環境整備組合負担金）を支出していますが、排出される「もえるごみ」のうち約40%の1,600トン程度が生ごみで、その80%が水分です。

つまり、ごみの減量化には「生ごみ」の水切りは非常に大切なのです。

ごみの分別、生ごみの水切りの徹底を皆様にとともに、生ごみを出す人自らが生ごみを肥料化し、家庭で処理できれば、ごみを大幅に減らすことができます。

このため町では、ごみ減量化に対する住民意識の醸成と家庭から排出される生ごみの有効活用（肥料として再資源化）によるごみの大幅な減量化を推進するため、生ごみ処理機及びコンポスト容器等の購入に対する補助金を交付しています。ごみ減量化のためぜひご活用をご検討ください。

### 【対象】

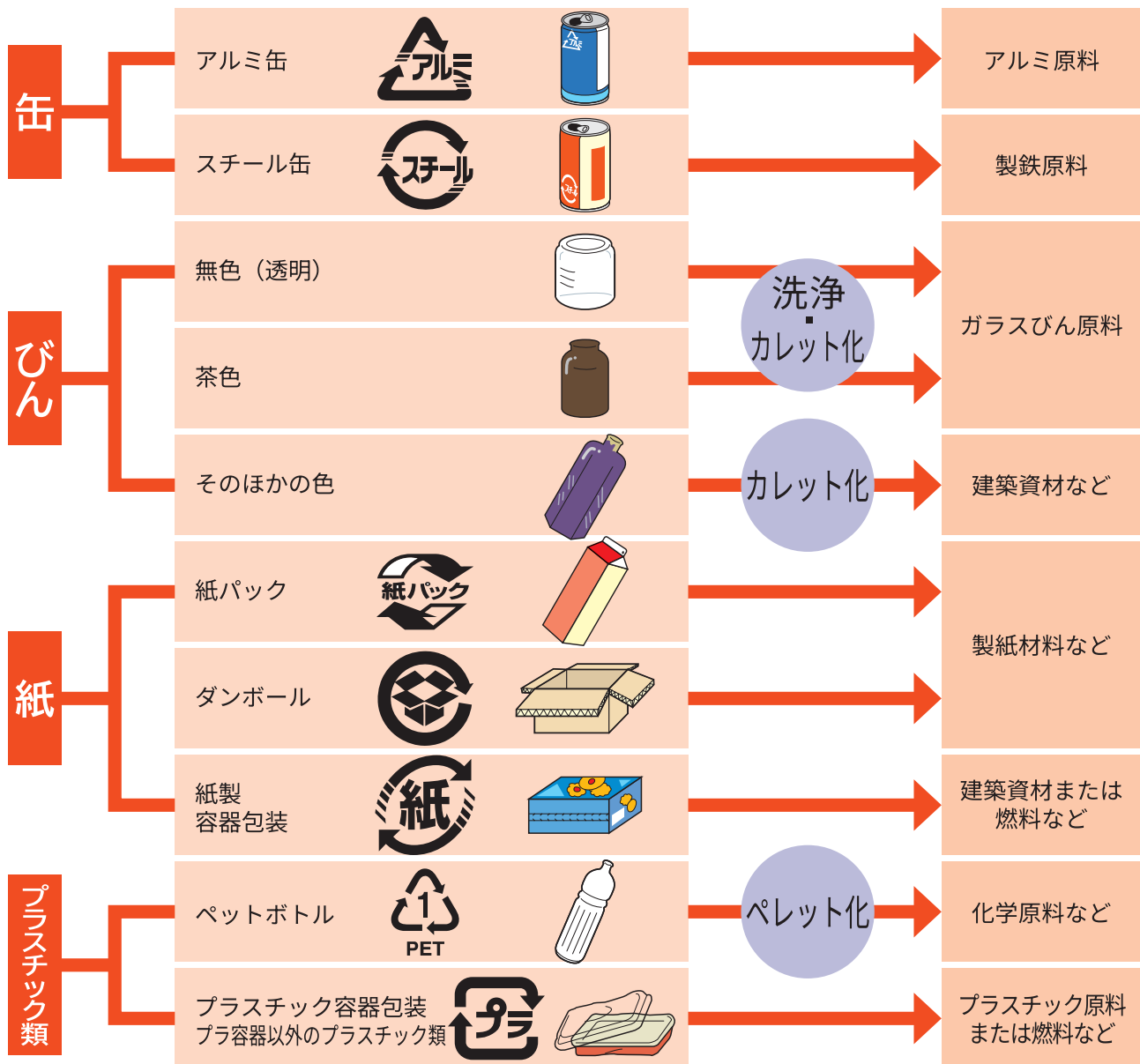
＊生ごみ処理機・コンポスト容器（1世帯それぞれ1機まで）

### 【補助率】

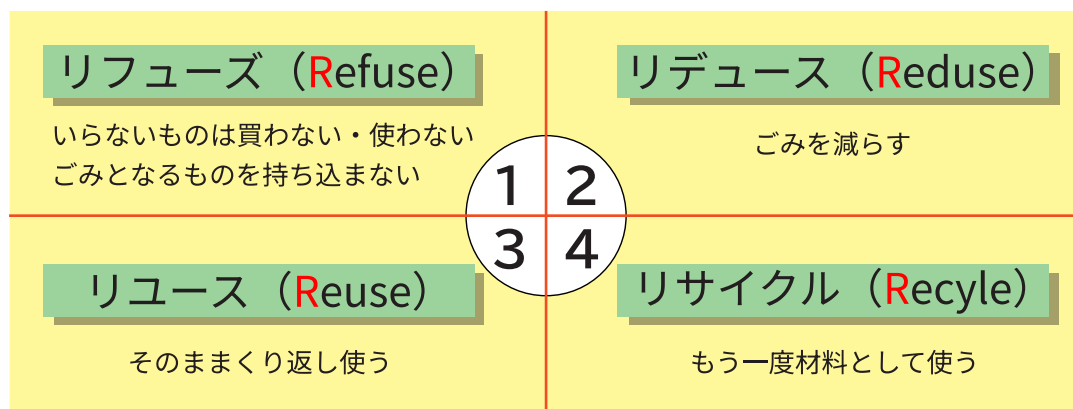
＊購入金額の2分の1以内、限度額50,000円（100円未満切捨）

《お問い合わせ先》 揖斐川町役場 住民生活課 TEL 22-2788

# ごみのリサイクルの流れ



4つのRについて考えてみよう。  
4つの中で一番大切なものは何だろう？



# 容器包装類について（識別マーク）

容器包装リサイクル法等によって中小企業以上の規模の事業所に容器包装類のリサイクルが義務付けられています。

食品や日用雑貨などさまざまな商品に下記のような容器包装表示がされるようになりました。  
※容器包装類はリサイクルしますので中身の残りや汚れが付着している場合は必ず洗うかふき取ってから出してください。

※どうしても汚れが落ちないものは、燃やすごみへ出してください。

## 表示例



プラスチック製容器包装

（飲料・酒類・しょうゆ用のPETボトルを除く）



紙製容器包装

（飲料用紙でアルミ不使用のものおよび段ボール製容器包装を除く）



飲料・酒類・しょうゆ用のPETボトル



飲料・酒類用スチール缶



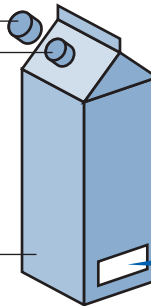
飲料・酒類用アルミ缶

### 表示対象

キャップ  
（プラスチック：外れる）

★注ぎ口は紙箱の一部とみなす

紙箱  
（紙、アルミ）



### 表示例



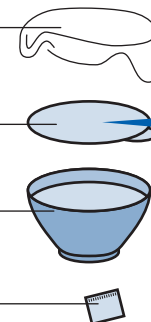
### 表示対象

外装フィルム  
（プラスチック）

ふた  
（紙）

カップ本体  
（プラスチック）

液体スープ袋  
（プラスチック）



### 表示例



### 紙パックのマーク



### 段ボールのマーク



### 単一材質の表示例



PE

### 複合材質の表示例



PE、EVOH

### 役割名と材質記号の表示例

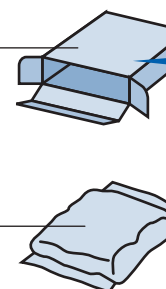


キャップ:PE  
ボトル:PP

### 表示対象

外箱  
（箱：印刷あり）

内袋  
（プラスチック：無地）



### 表示例



# リサイクルのマナー

## 缶

マナーを守らないで排出されたものは、リサイクルされずに、そのまま処分されています。マナーは必ず守ってください。

### 中身をすすぐ

水ですすいで、乾かしてから出してください。



※ペンキ等使い切ってすすぐ

### 異物を取り除く

たばこの吸いがらやストローなどが含まれている場合がありますので注意してください。



※ペンキ等残りが固まっている物  
少しの物→金物へ  
多い物 →不燃物へ

## ペットボトル

ペットボトルマークを確認  
必ず、次のペットボトルマークが付いているものだけを出してください。



### 飲料・酒・しょうゆ用だけ

飲料・酒・しょうゆ用に使用されたペットボトルだけを出してください。



### キャップ、ラベルをはずす

キャップ、ラベルの素材はペット樹脂ではありません。必ずはずしてください。キャップ、ラベルは、プラスチック製容器包装へ。



### 異物を取って、よくすすぐ

中に異物が入っている場合は取り除き、水でよくすすいで、乾かしてから出してください。



## ガラスビン

びんも缶と同時に、マナーを守らない排出はリサイクルの効率を悪化させます。

### 中身をすすぐ

水ですすいで、乾かしてから出してください。



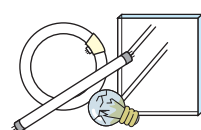
### 異物を取り除く

出すときは、中に異物を入れず、キャップをはずすのを忘れないでください。キャップはそれぞれの区分へ。



### 異質のガラスを混ぜない

耐熱ガラスや蛍光灯、電球、板ガラスは異質のガラスです。これらが混じると溶解炉のすべてのガラスが使いものになくなります。



### 色別排出にご協力

無色(透明)、茶、その他(緑・黒など)の3種類に分別されます。同じ色のびんから同じ色のびんが再生されます。

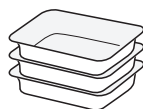


## 食品トレイ

発泡スチロールトレイは、再びトレイに生まれ変わります。そのときの品質は、リサイクルマナーを守っているかどうかによって決まります。正しいマナーを忘れずに。

### 出してもいいものだけを出す

トレイには、色や柄など種類がたくさんあります。回収していないものもありますので、注意してください。



※白色トレイ以外はプラスチック製容器包装へ。

### 異物を取り除く

トレイにセロハンテープやラップなどが付着している場合は、取り除いてください。



### 洗って乾かす

トレイの多くが生ものをのせて使用されています。洗って出さないと、異臭を放ってしまいます。



## 牛乳パック

牛乳パック30枚(約1kg)で、60m巻のトイレットペーパーが5個もできます。紙パックは、きれいな状態でリサイクルに出す必要がありますので、注意してください。

### 異物を混ぜない

中が白色ではなく銀色のものやプラスチックの注ぎ口などは混ぜないでください。銀色のものは生ごみ等へ。キャップはプラスチック製容器包装へ。



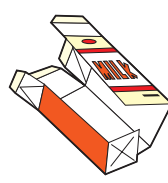
### 水で洗う

水できれいに洗ってください。



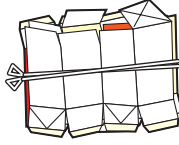
### 切り開いて乾燥させる

洗った紙パックを切り開き、十分に乾燥させます。



### ひもでしばる

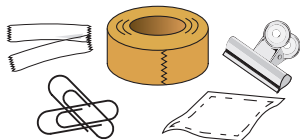
完全に乾燥したら、ひもなどでしばって、古紙類収集等に出してください。



## 新聞・雑誌・ダンボール

### 紙以外のものを混ぜない

紙にはいろいろなものが付着しています。クリップやファイルなどに付いている金属類・プラスチック類・布類などには注意してください。



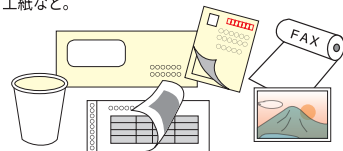
### 同じ種類の紙に分類する

紙は種類別にリサイクルされ、できあがる紙の質も違います。新聞紙・雑誌類・ダンボールなど。



### 混ぜてはいけない紙

ビニールコート紙、ワックスの付いた紙(紙コップなど)、写真、油紙、感熱紙(ファックス用紙など)裏カーボン、ノンカーボン紙。窓付き封筒、防水加工紙など。



# プラスチック容器包装

目印はこのマーク →

※マークを確認し分別してください



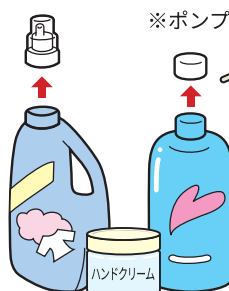
## プラスチック製のボトル類

※ふたははずしていっしょに出してください。

※ポンプは「不燃物」へ



●食用油・ドレッシング・乳酸菌飲料などの容器



●洗剤・シャンプー・リンス・化粧品などの容器

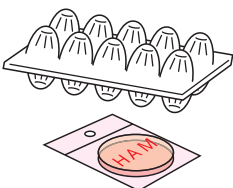


●うがい薬・目薬などの容器

## プラスチック製のカップ・パック類



●カップめん・プリン・ゼリーなどのカップ



●卵のパック・果物・ハムなどのパック



●薬・化粧品・日用品などのケース



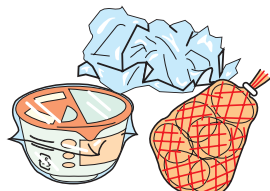
●乾電池等のパック



●コンビニ弁当・納豆腐などの容器



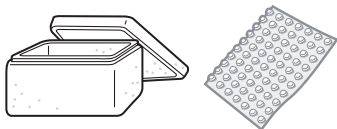
●パン・お菓子・野菜等の袋、あめなどの包み（個包装）



●果物ネット、コンビニ弁当等のラップ、カップめん等の外側フィルム



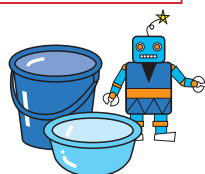
●インスタント食品・冷凍食品などの袋



●緩衝材、発泡スチロール

## 出せないもの

…材質がプラスチックだけど商品そのもの



バケツ・おもちゃなど



カセット・CD



ハンガー



ライター

## ●出し方のルール●



中身を使い切り、軽く水洗いをしてください



各地区の収集場所で指定の袋等に入れてください

※汚れが取れないものは「燃やすごみ」へ

「その他プラスチック」  
「不燃物」へ

# 紙製容器包装

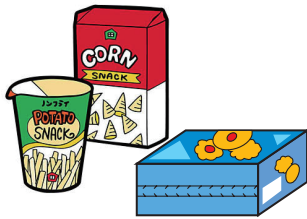
目印はこのマーク →

※マークを確認し分別してください



## 紙製容器包装の種類

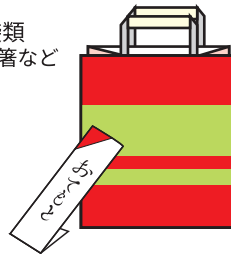
- 紙箱類  
菓子の空箱など



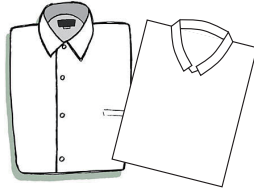
- 包装紙類  
デパートの包装紙など



- 紙袋類  
割り箸など



- 台紙類  
ワイシャツの台紙など



- 紙缶類  
菓子の筒型紙缶など



## ●出し方のルール●

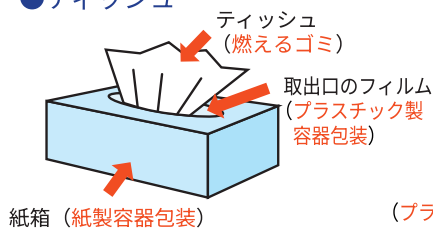


各地区の収集場所で指定の袋等に入れてください

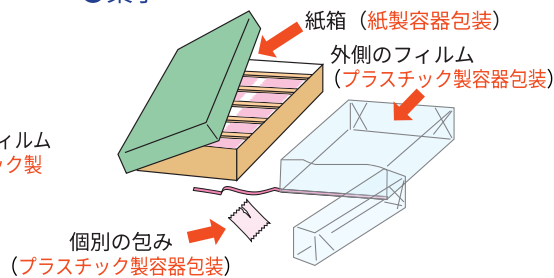
※汚れが取れないものは  
「燃やすごみ」へ

## 分別の具体例

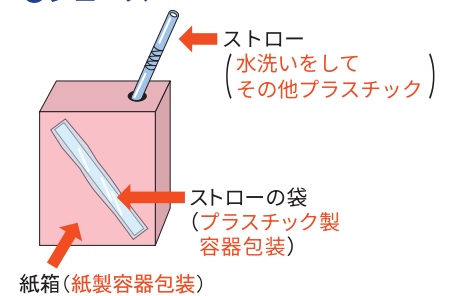
### ●ティッシュ



### ●菓子

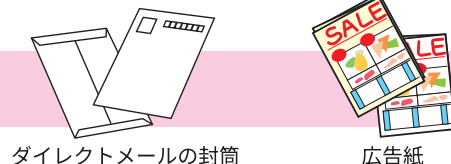


### ●ジュース



## 出せないもの

商品を包んでいないもの



ダイレクトメールの封筒

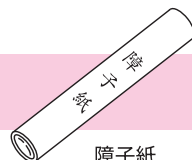
広告紙

中に食品などが付着して取り除けないもの

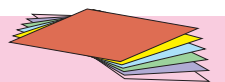


ケーキの箱

その他  
(商品そのもの)



障子紙



折り紙など

「燃やすごみ」へ  
古紙回収を利用

汚れているものは  
「燃やすごみ」へ

「燃やすごみ」へ

## その他プラスチック

### ●出し方のルール●

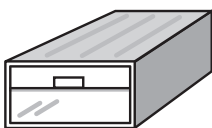
- ① プラスチック容器包装以外のもので、**プラスチックでできた製品そのもの**が対象になります。
- ② バケツやプランター等が土で汚れている場合は払い落とし、すすぎ洗いをして出してください。
- ③ おもちゃは、乾電池を外し、ねじ等の金属は取り除いて、プラスチック類のみ出してください。  
(取り除けない場合は、「不燃物」として出してください。)
- ④ ビデオテープ、カセットテープは、収集場所で**別の収集用袋**に入れて出してください。



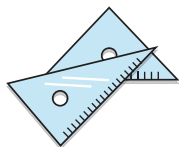
ポリバケツ



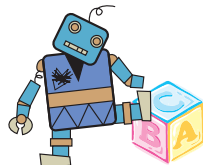
クーラーボックスなど



プラスチック製衣装ケース



プラスチック製定規など



プラスチック製おもちゃなど  
(金属は取り除く)



ポリタンク



プラスチック製食器類



カセットテープ・CDなどの空ケース

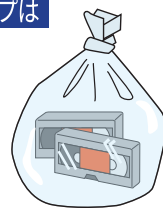
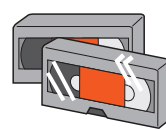


洗面器など

各地区の収集場所で指定の袋等に入れてください



ビデオテープ・カセットテープは



別に分けてください。

## ペットボトル

目印はこのマーク →

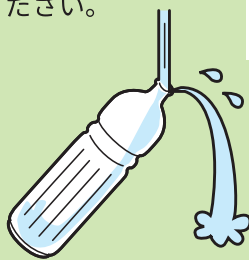
※マークを確認し分別してください



PET

### ●出し方のルール●

酒・しょうゆ・飲料用などのペットボトルで、 の表示があるもの  
キャップ、ラベルをはずして、  
軽く水洗いをして出してください。



キャップ、ラベルは  
「プラスチック容器」へ



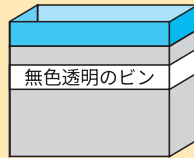
各地区の収集場所で指定の袋等に入れてください



# びん類

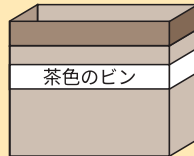
## ●出し方のルール●

無色透明の  
ビン回収



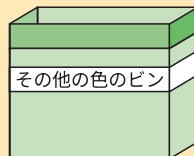
無色透明のビンや無色透明のビンにフロスト（すりガラス仕上げ）や塗装された化粧品、酒、飲料水等のビン

茶色の  
ビン回収



栄養ドリンク剤や医療飲料、ジュース等の茶色のビン（ビールビン、一升ビンは含まない）

その他の色の  
ビン回収



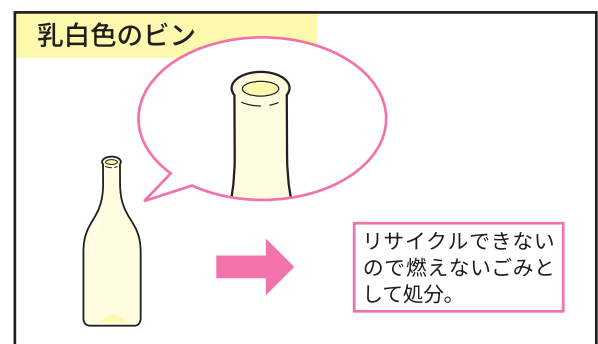
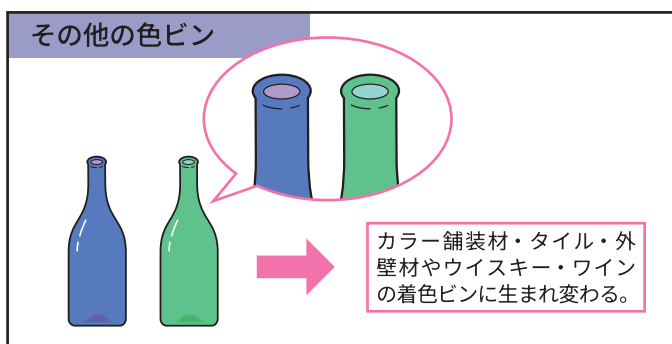
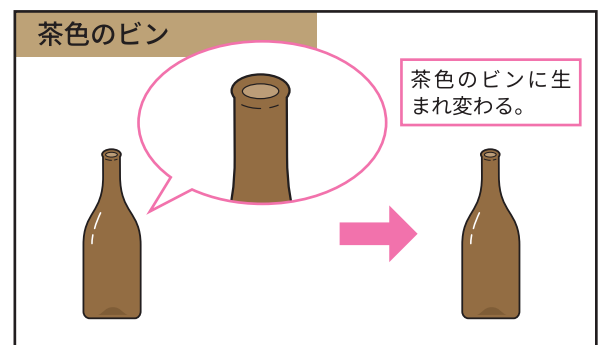
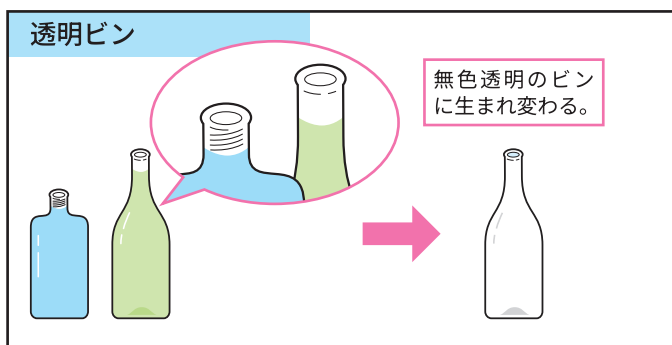
無色透明・茶色のビン以外の着色ビン。透明な水色・緑色・黒色・その他の着色ビン  
着色ビンとは、ワインボトルのようにすでにガラス自体に色がついているもの。

### 【お願い】

- ★ ビールビン・一升ビンは色に関係なく繰り返し使える「リターナルビン」です。買ったお店に返してください。
- ★ キャップを外して、中身は空にして、水洗いをしてから出してください。
- ★ ビン以外のガラス（板ガラス、蛍光灯、電球、ガラス食器、コップ、乳白色ガラス食器、鏡等）は、不燃ごみとして出してください。
- ★ ドリンク剤等のアルミとプラの複合素材のキャップは不燃ごみとして出してください。

Q ゴミの分別時に、塗装ビンと着色ビンの違いがわかりません。

A 塗装ビンと色ビンの違いは簡単に見分けられます。口元で見分けて下さい。



## ガラスびんのリサイクルには、消費者の協力が欠かせません。

容器包装リサイクル法でも説明されているように、消費者の具体的な役割は、排出のルールを守り、分別排出に協力することになっています。あきびん排出の基本ルールは同じで、「あきびんの出し方」と「あきびんにまぜてはいけないもの」を町民（消費者）に正しく理解してもらい、リサイクルに協力してもらうことが重要なポイントです。

### ① キャップを取る



キャップが付いたままだと、リサイクルのじゃまになります。

※びんの口に付いている中栓は無理に取らないで、そのまま出してください。

### ② 中をサッとゆすぐ



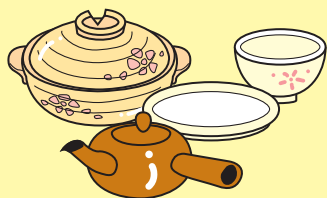
中身が残っていると不衛生。ゆすぐと、リサイクルしやすくなります。

※ラベルは、はがさなくても大丈夫です。

### ③ あきびん以外のものを混ぜない

ガラスびんリサイクルで利用できない異物

#### 陶磁器



茶碗・湯のみ・皿・鉢やコーヒーカップなどの陶磁器類や陶磁器と似ている乳白色ガラスは、混ぜないでください。

#### 耐熱ガラス



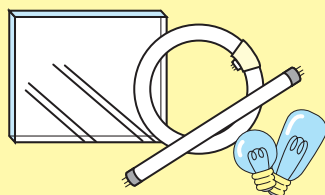
耐熱ガラス製の調理器・食器・哺乳びんは、ガラスびんと成分が異なります。

#### ガラス食器



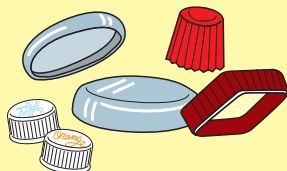
クリスタルガラス製のコップ・ボール・皿・花瓶・灰皿は、ガラスびんと成分が異なります。

#### 照明・建材用ガラス



いろいろな酒類の電球類、蛍光灯や板ガラスは、ガラスびんと成分が異なります。

#### キャップ



金属キャップ・アルミキャップ・プラスチック製の外キャップやコルク栓は、取り除いてください。

#### 薬品びん

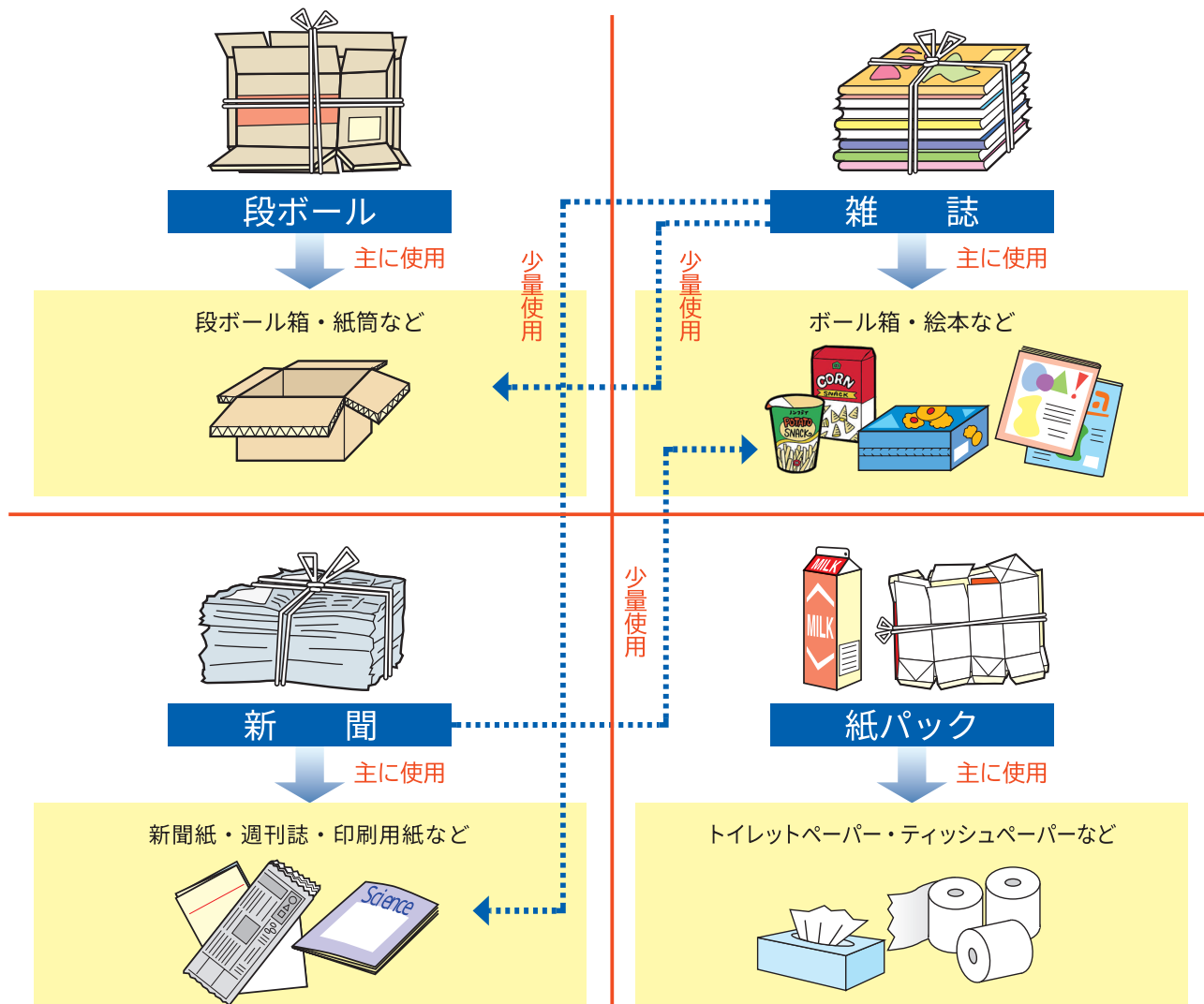


農薬や劇薬などが入っていたびんは、リサイクルする際、有毒なガスを発生することがあり危険です。◎飲み薬や塗り薬のびんは、リサイクルできます。

ここに掲載している異物は、新しくつくるガラスびんの強度や品質に大きく影響するため、混ぜないでください！

# きちんと！分けよう！（古紙）

再生される紙によって、使用される古紙の種類が違います。  
古紙の有効利用には、正しい分別が不可欠です。



※アルミを使っている紙パックは一緒にしないでください。  
※紙パックは開いて水洗いをし、きちんと乾かしてください。

## 雑がみ

家庭から排出される古紙のうち、新聞・雑誌・段ボール・飲料用パック以外の区分で回収されたもの。

具体的には家庭で不要となった

- 投込みチラシ
- パンフレット
- 紙箱
- 紙袋
- コピー紙
- 包装紙

などの紙全般を指します。



※ただし、食品や洗剤等が付着しているもの、金紙、銀紙が使用されているもの、プラスチックとの複合素材の製品は回収の対象から除きます。

## オフィスペーパー

オフィスから排出される古紙で、主として製本していないバラの印刷物、使用済みのコピー用紙を含んでいるもの。

具体的にはオフィスで不要となった

- コピー紙
- チラシ
- 紙袋
- 封筒
- 名刺
- 包装紙

などの紙全般を指します。

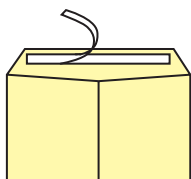


# 異物に気をつけよう

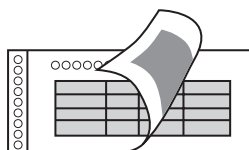
混ぜないで！ これは紙の原料にはなりません！

気をつけましょう  
これらの紙はリサイクルできません

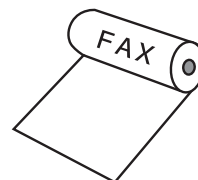
●粘着物の付いた封筒



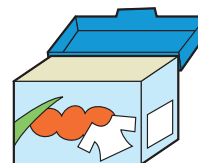
●裏カーボン紙、ノーカーボン紙  
宅配便の複写伝票など



●感熱紙  
(ファックス用紙、レシートなど)



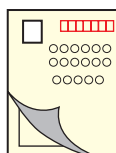
●臭いのついた紙  
(石鹸の個別包装紙、紙製の洗剤容器)



●防水加工された紙  
(紙コップ、紙皿、紙製のカップ麺容器、  
油紙い、ロウ紙)



●圧着はがき  
(親展はがき)



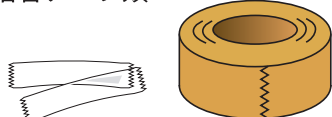
●印画紙の写真、インクジェット写真  
プリント用紙、感光紙 (青焼きコピー紙)



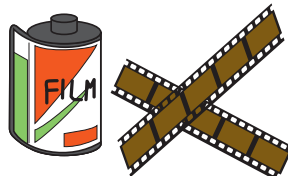
- プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合せた複合素材の紙
- 金・銀などの金属が箔押しされた紙
- 捺染紙 (昇華転写紙、主に絵柄などを布地に加熱してプリントする際に使われる紙)
- 感熱性発泡紙 (主に点字関係で使用されているもので、熱を加えたところが盛り上がる紙)
- 合成紙 (選挙の公示用ポスター・投票用紙などはプラスチックで作られているので正確には紙ではない)
- 水に濡れた紙、油のついた紙、使い終わったティッシュペーパーやペーパータオル、食品残差などで汚れた紙

気をつけましょう  
紙以外のものを混ぜないで

●粘着テープ類



●フィルム類



●布製品



●ファイルの金具

●ガラス製品

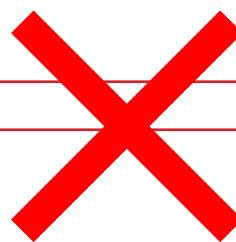
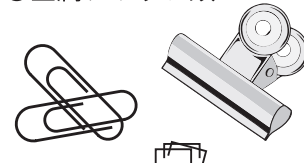
●セロハン

●ワッペン類

●発泡スチロール

●プラスチック製品

●金属クリップ類



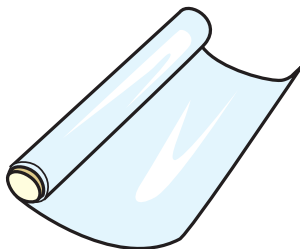
# 容器包装の「対象外」となるものの例

| 条 件                         | 具 体 例                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中身が「商品」でない場合                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・手紙やダイレクトメールをいれた封筒</li> <li>・景品を入れた紙袋や箱</li> <li>・家庭で付した容器や包装</li> <li>・有価証券（商品券、ビール券等）を入れた袋又は箱</li> <li>・切符、郵便切手、入場券、テレホンカード等の役務（サービス）の化体した証券を入れる袋</li> </ul>                                 |
| 「商品」ではなく「役務（サービス）」の提供に使った場合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーニングの袋</li> <li>・レンタルビデオ店の貸出用袋</li> <li>・宅配便の袋や箱（ただし、通信販売用の容器として用いた場合は対象）</li> <li>・フィルムのネガを入れた袋</li> <li>・クレジット会社の会報等を入れた封筒（購読料が別途必要な場合は再商品化義務の対象）</li> <li>・金融機関等で配布される現金を入れる袋</li> </ul> |
| 中身商品と分離して不要にならない場合          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本人形のガラスケース</li> <li>・CDケース</li> <li>・楽器やカメラのケース</li> <li>・書籍の外カバー</li> </ul>                                                                                                                 |

※クリーニングの袋・CDケース他プラスチック類は、「プラ容器以外のプラスチック類」でリサイクルします。

※封筒類・容器包装対象外の紙は、「雑がみ・オフィスペーパー」でリサイクルします。

## 1. 家庭で使うラップ



家庭で使うラップはそれ自体が商品であるため対象になりません。

## 2. クリーニングの袋



袋の中身は商品ではなく、クリーニングされた服であるため対象になりません。

## 3. 宅配便の袋や箱



宅配便の中身は商品ではなく、個人から個人への贈り物などであるため対象になりません。  
※ただし、通信販売に使われたものは対象になります。

# いびがわエコドームでの資源ごみの回収

いびがわエコドームでは、下記の資源ごみの回収を行っています。

ごみとして出す前に正しく分別することで、よりいっそうの適正な処理を可能にし、限りある資源を有効に利用することができます。

揖斐川町の豊かな自然環境を未来に引き継ぐため、皆様のご協力をお願いします。

## 回収場所

いびがわエコドーム  
(揖斐川町上野358-3)

## 回収日時

毎週火曜日と日曜日  
午前9時～午前11時30分

## 回収方法

個人持ち込み方式

## 回収品目

古紙類 (新聞・雑誌・ダンボール・雑がみ・衣類)

缶類 (スチール・アルミ別)

ガラスビン (無色・茶・その他)

ペットボトル ※キャップ、ラベルをはがしてプラスチック容器包装へ

牛乳パック

白色トレイ

羽毛ふとん

インクカートリッジ

乾電池・蛍光灯・電球 ※LED電球、LED蛍光灯は不燃物



## 注意事項

- ◎ エコドームでは、燃やすごみ、可燃性粗大ごみ、金属製粗大ごみ、不燃ごみは搬入できません。
- ◎ 汚れの激しい資源は、リサイクルできません。持ち込まないでください。
- ◎ 古紙は「新聞・広告」「雑誌」「雑紙」「紙容器包装」に分別してお持ちください。(ダイレクトメール等のビニール袋、金属・その他プラスチックは外して出してください。)
- ◎ 衣類は着れるものをお願いします。下着、靴下、帽子、ぬいぐるみ、綿ふとん、レースのカーテン、汚れたり穴の開いた衣類等は搬入できません。
- ◎ ペットボトル・缶・ビンは中を水ですすぎ、水気を切ったものを搬入してください。ペットボトルはラベル・フタを予め外して持参してください。
- ◎ 白色トレイに色つきトレイを混ぜないでください。色つきトレイはプラ容器包装の回収日に出してください。

# 剪定枝の持ち込み処分について

ご家庭の庭木の剪定枝は、いびがわクリーンセンターへ持ち込み処分することができます。

持ち込まれた剪定枝は、破碎・粉碎されペレット燃料などにリサイクルされます。

少量の剪定枝は、従来どおり可燃性粗大ごみまたは燃やすごみとして、各地区の集積場へ出すことができます。



## 回収場所

いびがわクリーンセンター  
(揖斐川町下岡島地内)

## 回収日時

毎週火曜日と木曜日  
午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）

## 回収物

庭木等の剪定枝 ※概ね1m以下

## 回収方法

個人持ち込み方式

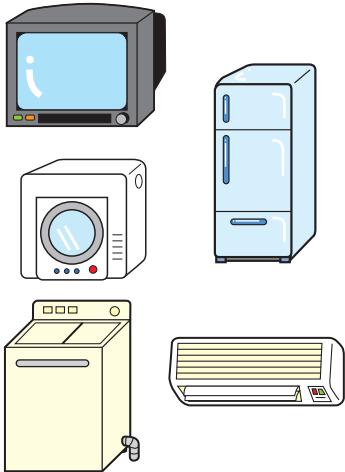
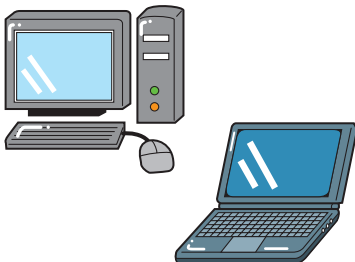
## 位置図

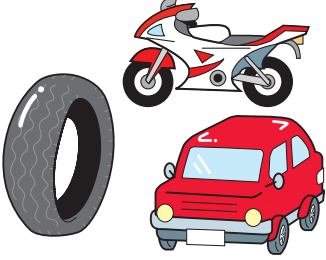
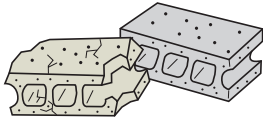


## その他

- ◎ 施設内では、係員の指示に従ってください。
- ◎ 荷下ろしのご協力をお願いします。
- ◎ お問い合わせは、いびがわクリーンセンター（TEL 22-6858）または役場住民生活課（TEL 22-2788）へご連絡ください。

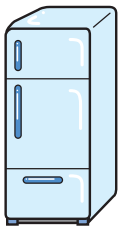
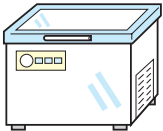
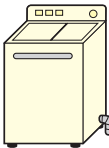
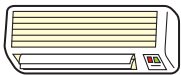
# 町で回収できないごみ

| 品 目                                                                                                                                                                                                    | 出 し 方                                                                                                                                          | 収集・引取業者                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>家電リサイクル法 4 品目</b><br>テレビ<br>冷蔵庫・冷凍庫<br>洗濯機・衣類乾燥機<br>エアコン<br>                                                      | 1. 商品の買い換えであれば、新しい商品の購入先販売店に引き取りを依頼してください。<br>2. 買い換え以外の場合は、次の通りです。<br>①郵便局において、リサイクル料金を払う。<br>②収集業者に収集の依頼する。<br>(収集運搬に係る料金が別途必要になります。)        | <b>【揖斐地区】</b> (有)揖斐川清掃<br>TEL 0585-22-0506<br><b>【谷汲地区】</b> (有)揖斐・本巣クリーナー<br>TEL 058-323-0707<br><b>【春日地区】</b> (有)揖斐川清掃<br>TEL 0585-22-0506<br><b>【久瀬地区】</b> 中央清掃(株)<br>TEL 0584-27-6181<br><b>【藤橋・坂内地区】</b> (株)西美濃環境<br>TEL 058-215-6800<br><b>【持込業者】</b> (株)斉藤商店<br>TEL 0585-34-3855 |
| <b>パソコン</b><br>デスクトップパソコン本体<br>ノートブックパソコン本体<br>液晶ディスプレイ<br>ディスプレー一体型パソコン<br>ブラウン管式ディスプレイ<br>ブラウン管式ディスプレイ一体型パソコン<br> | 1. 各パソコンメーカーのホームページにて回収の予約をしてください。<br>パソコンリサイクルマークが付いていないものは、有料となります(金額等は、製造販売メーカーにお問い合わせ願います)。<br>2. 回収するメーカーのないパソコンや分からないことは、右記までお問い合わせください。 | ・各パソコンメーカー<br>・自作パソコン・メーカー不明な場合<br>一般社団法人<br>パソコン3R推進協会<br>TEL 03-5282-7685<br><a href="http://www.pc3r.jp/">http://www.pc3r.jp/</a>                                                                                                                                                   |
| <b>農業用機械</b><br>耕耘機・草刈機<br><b>農業資材</b><br>劇薬・農薬<br>                                                                 | 1. 販売店に引取を依頼してください。                                                                                                                            | <b>農機具店</b><br>いび川農協<br><br>※指定業者ではありません。(参考)                                                                                                                                                                                                                                          |

|                                                                                                                                      |                                                                                                                                    |                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>オートバイ・自動車<br/>タイヤ・バッテリー</p>                      | <p>1. 販売店に引取を依頼してください。</p>                                                                                                         | <p>自動車販売店</p>                                                                                                     |
| <p>ガスボンベ</p>                                                                                                                         | <p>1. 販売店に引取を依頼してください。</p>                                                                                                         | <p>ガス販売店</p>                                                                                                      |
| <p>消火器</p>                                          | <p>1. 個人で業者に確認依頼してください。<br/>(料金は各業者におたずねください)</p>                                                                                  | <p>アンシンク(株) TEL 0584-73-2568<br/>防災企画 TEL 0585-55-2305<br/>(株)ウスイ消防 TEL 058-262-2106</p> <p>※指定業者ではありません。(参考)</p> |
| <p>建築資材・産業廃棄物<br/>コンクリート殻<br/>ブロック<br/>レンガ・瓦</p>  | <p>1. 個人で業者に連絡のうえ、直接運び込みをしてください。<br/>(料金は各業者におたずねください)</p>                                                                         | <p>旦鳥鉱山(株) TEL 0585-22-1478</p> <p>※指定業者ではありません。(参考)</p>                                                          |
| <p>大量の草、枝葉、根株、竹</p>                               | <p>1. 個人で業者に連絡の上、直接運び込みをしてください。</p> <p>※庭木の剪定枝は、いびがわクリーンセンターで持ち込み回収を行っています。<br/>詳しくは、P.15をご参照ください。</p> <p>※町指定ごみ袋に入れて出せば回収します。</p> | <p>揖斐郡森林組合 TEL 0585-22-6511</p> <p>※指定業者ではありません。(参考)</p>                                                          |
| <p>大量の可燃ごみ<br/>(50 cm以下)</p>                      | <p>1. 役場にて搬入許可書を発行致しますので許可書を係員に提示してください。</p> <p>※町指定ごみ袋に入れて出せば回収します。</p>                                                           | <p>西濃環境整備組合 TEL 0585-32-4153</p> <p>ごみ処理手数料 単価 10 kg→100 円</p> <p>※指定業者ではありません。(参考)</p>                           |

## 家電4品目のリサイクルについて

テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンの家電4品目について、廃棄の際は、下記の料金が必要になります。

| 品 目                                                                                                                                                                                                    | リサイクル料（税込）    |        | 収集運搬料            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--------|------------------|
| ブラウン管テレビ<br><br>液晶テレビ<br>プラズマテレビ<br> | 小〈15V 型以下〉    | 1,870円 | 運搬業者にお問い合わせください。 |
|                                                                                                                                                                                                        | 大〈16V 型以上〉    | 2,970円 |                  |
| 冷蔵庫<br><br>冷凍庫<br>                | 小〈170 リットル以下〉 | 3,740円 |                  |
|                                                                                                                                                                                                        | 大〈171 リットル以上〉 | 4,730円 |                  |
| 洗濯機<br><br>衣類乾燥機<br>             | 大小区分なし        | 2,530円 |                  |
| エアコン<br>                                                                                                            | 大小区分なし        | 990円   |                  |

※上記のリサイクル料金は、大手メーカーが公表しているもので、一部に異なる料金を設定しているメーカーもあります。

- (1) 買い替えの際は、販売店に引き取ってもらってください。
- (2) それ以外の場合は、「各地区の収集運搬業者」へ連絡し、処理してください。
- (3) 上記のリサイクル料と収集運搬料が必要です。（運搬料は、業者によって異なります。）

# 廃棄物の野焼き禁止

廃棄物の野焼きについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、一部の例外を除き禁止となっており、違反者には、罰則規定が適用されることがあります。

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(焼却禁止)

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

(罰則)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 15 第16条の2の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

野焼き禁止の例外として規定されているものに、以下のものが挙げられています。

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

第14条 法第16条の2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却  
(例) 河川管理を行うための伐採した草木等の焼却
- 2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却  
(例) 神事や祭事での焼却
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却  
(例) 稲わら、伐採した枝、草等の焼却
- 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの  
(例) 落ち葉焚き、煙や臭いが近所の迷惑にならない程度の少量の焼却

しかし、むやみに焼却してもいいというわけではありません。ごみを燃やすことで、悪臭や煙が洗濯物などについたり、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ人体への影響が心配される場合があります。

一般家庭ごみについては、野焼きなどせずに町のごみ収集日に出すように心がけましょう。